六〇〇九	キャンプ・シュワブ	名護市	国有
六〇一〇	辺野古弾薬庫	名護市	国有
六〇三七	嘉手納飛行場	沖縄県中頭郡北谷町	国有
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	浦添市、うるま市、沖縄県中頭郡北谷町	国有
六〇七六	陸軍貯油施設	うるま市	国有
海上演習場関係			国有

建物：約二四、〇〇〇平方メートル
工作物：門等
下士官宿舎等として追加提供する。
工作物：水道等
水道等として追加提供する。
建物：約一二、〇〇〇平方メートル
工作物：門等
管理棟として追加提供する。
工作物：囲障等
雨水排水施設及び通信ケーブルとして追加提供する。
建物：約三二〇平方メートル
工作物：水道等
倉庫として追加提供する。

◎新規提供
日向灘訓練区域
一　区域
次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。
1　北緯三一度四二分四八秒、東経一三一度二九分三六秒
2　北緯三一度四一分〇六秒、東経一三一度四〇分一八秒
3　北緯三一度三一分一八秒、東経一三一度三八分二四秒
4　北緯三一度三二分四二秒、東経一三一度二八分三六秒
二　用途
本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。
三　摘要
本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十二年十一月十四日から同月二十四日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

○東北地方整備局告示第百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十二年十一月十二日から二週間一般の縦覧に供する。
平成二十二年十一月十二日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　四十五号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
気仙沼市唐桑町字只越五番七から同市唐桑町字舘二一〇番一まで	前	一〇・二〇～七七・〇〇メートル　二・六一〇キロメートル
	後	一〇・二〇～七七・〇〇メートル　二・六一〇キロメートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局仙台河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第二百二十九号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十二年十一月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　20
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社確認検査機構トラスト
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
—	足立　武重、八木　智子

(2)　変更年月日
平成二十二年十月二十日

○近畿地方整備局告示第二百三十号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十二年十一月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　13
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社日本確認検査センター
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
—	久好　素子

(2)　変更年月日
平成二十二年十月二十一日

○近畿地方整備局告示第二百三十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。
平成二十二年十一月十二日　近畿地方整備局長　上総　周平

一　登録番号
近畿地方整備局長　17
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
建築検査機構株式会社
三(1)　評価員の氏名の変更

変更前	変更後
—	橋本　正恒

(2)　変更年月日
平成二十二年十月二十一日